

水俣学通信

第7・8合併号
2007.5.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



1959年 梅戸港 写真提供 小形喜代太氏

目次

論説：水俣病公式確認51年 特集	水俣でのゼミ合宿を通じて思うこと…8
水俣をめぐる「見下しの偏見・差別」を考える……………2	富樫 貞夫
羽江 忠彦	チッソ労働史研究会……………8
花田 昌宣	第2回水俣病事件研究交流集會に参加して……………9
熊本県の八代海沿岸地域住民の健康調査について……………6	永廣 ひとみ
丸山 定巳	水俣学研究センター日録……………10
報告：	
「環境首都をめざすまちづくり」をテーマに水俣市で「世界地方都市十字路會議」……………7	
宮北 隆志	

《論説》

水俣をめぐる「見下しの偏見・差別」を考える

商学部 教授 羽江 忠彦



1) 2006年、大野哲夫、土井文博、羽江忠彦の3人は、質問紙を通じて水俣・芦北の高校生1,183人から水俣病問題についての意見等を聞くことができました。生徒の皆さん、先生方の協力のおかげであり、大変感謝している私たちです。調査結果の概要については、年初に毎年行われている「水俣病事件研究交流集会」において、大野哲夫が単純集計結果をもとにした概要の報告を行ったので、すでに、ご存知の方々もおられると思います。

単純集計の結果を読む中で、「水俣病の問題を解決するために、自分たちでできることがあるとしたら、何かしようと思いませんか」という質問に対して、71.2%が「何かしようと思う」、25.0%が「何かしようと思わない」という結果に出会いました。素朴な印象として4分の1もの高校生が水俣病問題解決に対して消極的、いや否定的な考えをもっていることに驚くと共に、複雑な思いを抱きました。それだけに「何かしようと思わない」高校生たちと話す機会を持てるならばという気持ちがふくらみました。また、同時に、「何かしようと思う」高校生が70%余りも認められた結果は、やはり水俣で暮らす高校生達だとうれしい気持ちがふくらみました。

「水俣病について、もっと知りたいこと」(複数回答)は、「市や県、国の取り組み」が回答者1,183人の46.7%(以下同様)、「差別や偏見」29.8%、「患者さんの生活」28.1%、「水銀や魚」22.7%、「チツソについて」22.3%という結果でした。この質問に対しても、「知りたいことはない」が回答者の20.7%(回答総数1,836票の13.3%)も認められました。「何かしようと思わない」と「知りたいことはない」との関係などは、クロス集計を行うなど検討することになります。

ところで、高校生調査は1953年「ネコ踊り病」が観察され、1956年4月、「原因不明の脳症状」、つまり「水俣病」者4人がチツソ付属病院に受診、入院してから50年を目前にした時点で行われたものです。半世紀を経た現在もなお、水俣から出水や島嶼部などの近隣地域へと発病者は広がり、「認定」を求める病者が増加し続けています。病状は、激しい症状からやや緩和した症状へと、変化が認められるかのようです。とは言え、認定を求める病者の苦しみは、加齢をはじめとする諸条件によって、増すことがあっても軽快することには

なっていません。この変化は、劇症病者は認定されたとしても、劇症病者を基準、あるいはモデルとすれば、現在の認定申請病者をそれと判断することは容易ではなく、認定保留者と未審査申請者の激増は不可避だと考えられます。これに拍車がかけられるのは、チツソはもとより市や県、国の経済的負担の抑制、あるいは地域の経済的活動の沈滞、社会的評価の低下などに歯止めをかけたいという意識などが加わります。

こうして水俣病は医学的に対応する病であると同時に、公害を克服する社会的営みとして、つまり公害を克服した、新しい水俣づくりを志向するコンセンサスの形成、そして新しい水俣が実現する「長くて、短い」営みであり続けています。こう考えると、水俣の近未来を、水俣で、また、水俣地域を離れた子どもたちの営みが期待されると共に、水俣地域でくらす子どもたちの現在を記録する一つの試みとして、1999年小・中学生調査(本学産業経済研究所編「熊本県産業経済の推移と展望」日本評論社、所収)に次ぐものとして、今回の調査を位置づけています。

今回調査結果において、高校生たちが「市や県、国の取り組みについて」について、「差別や偏見について」と「患者さんの生活について」、「もっと知りたい」と望んでいる結果がある程度は得られることは予想されたことです。しかし、その中味を読み込むだけの回答が得られるかどうかには不安がなかったとは言えません。しかし、得られた結果は、「差別や偏見」と「患者さんの生活」をもっと知りたい、つまり学習したいという高校生の希望は、国などによる施策に対する学習と不可分であることを示唆しています。くわえて、水俣病を病む人びとのみならず、高校生を含む水俣市民が、水俣に居住しているという事実によって直接、間接に「偏見と差別」の対象となっている現実が軽視できないものと認識している姿が浮き彫りになっているようです。

「奇病」、「伝染病」、「ブラブラ病」、「ネコ踊り病」そして「エセ水俣病者」と蔑称されている事実だけではなく、①認定審査会による認定患者、②裁判所による認定患者、③1995年の総合対策医療事業による医療・保健手帳所得者、そして④新保健手帳取得者、⑤多くの申請中の病者と類別されている、分裂させられている事実が認められます。これによって、水俣病を病む

人びとが水俣病を病む人びととして一つのイメージとして統合されない現実が、「得体の知れない」病であり、病む人びとだという「負のイメージ」を存在し続けていると考えられます。くどいようですが、そうだからこそ71.2%の高校生たちが、「水俣病の問題を解決するために、自分たちでできることがあるとしたら、何かしよう」という思いを表明しているのだと考えると同時に、「差別や偏見」と「患者さんの生活」をもっと知りたい、考えたいという思いを表明しているのだと理解するものです。

2) 「ニセ患者」発言

1977年2月、チッソ東京交渉団を母胎とする水俣病患者同盟と、その後の認定患者による水俣病患者協議会が合併し、水俣病患者連盟が結成されました。その委員長に、今は亡き川本輝夫さんがなりました。

彼は患者連盟の裁判闘争を続けると共に、未認定患者の掘り起こしと共に認定申請に力を傾けました。この過程で杉村国夫・斉所一郎熊本県議会議員による「認定申請者には補償金めあてのニセ患者が多い」という発言をなされました。「ニセ患者」という決めつけは認定作業にも影響を与えるだけでなく、認定申請者はもちろん認定患者さえも「ニセ患者」であるかのような風評を広げることになりました。現在でも、この風評被害の影響は払拭されていないと考えられます。それだけに多くの患者、認定申請者、そして支援者の怒りと抗議を巻き起こし、裁判に訴えるに到りました。

この「名誉毀損訴訟」裁判に、川本さんは、1977年12月、供述書を裁判所に提出しました。詳細は、川本輝夫「水俣病誌」（久保田好夫他編、世織書房、所収）に譲りますが、その趣旨、思いは「供述書」の「むすび」に述べられています。以下に紹介します。

「水俣病被害者の歴史は、一言でいえば、偏見と差別（分裂・分断）の歴史であり、現在でもあります。いわれなき中傷と誹謗の連続のなかで、患者や被害民らが人権復権を目指す、たゆみない日々でありました。

水俣病事件史において、内なる者同士の偏見・差別があることも私たちは否定はしません。例えば、旧認定患者と呼ばれる一群が、次々に新しく認定されていく患者を指して、自分達とは違う水俣病だと言わらわします。これらを如実にあらわすこととして、既認定患者の組織が数派、申請患者らの組織が十数派に分断し、分裂させられていると思います。その重たい現実の遠因には、私達がかつて受けたあらゆる教育と環境による、偏見・差別観があるのではないかと思います

す。弱い立場の者が、より弱い立場のものを差別するという、あるいはそれらが原因で、分断・分裂することは、為政者や支配者がかつても喜び、民衆を最も御しやすい構図ではないでしょうか。

私たちは偏見と差別がどこからくるのか、どうしてつくられたものであるかを、今見極めなければならぬことに気がつきました。・・・以下省略・・・」

（「水俣病誌」p271-272）

川本さんの「むすび」は、現在もなお、否定できませんし、指摘されている実態は未だ克服されていないと考えています。

さらに、川本さんは、東上高志（「新版 差別」）の「わが国における差別の結晶体であり、歴史的にも社会的にも、そのためにこそ存続せしめられてきた未解放部落がある」という見解に準拠して、「そっくりそのまま引用させていただきます」とことわった上で、「水俣における差別の結晶体であり、歴史的にも社会的にも、そのためにこそ存続せしめられてきた水俣病被害者（患者）がある」と述べています。続けて、「水俣病事件発見以来、水俣病被害者が被った差別の歴史を未解放部落のそれと比べると、比較にならないほど歴史も短く、深さも浅いのかもしれません。だが、二十数年（発見以来）なんなんとする水俣病事件史は、あたかも未解放部落の人々が、かつて、そして現在へと被っている差別をなぞっていくような形のようなようです。被害者らは十数派に分断させられ、権力とチッソ資本・行政の巧妙な世論操作によって、被差別の極に立たされてきました。・・・」（前掲書、p248）と続けています。

3) 重ねられる水俣病差別と部落差別

水俣病者のみならず広く水俣地域やそこで生活する人びとと、現在は「被差別部落」と呼ばれる「未解放部落」に対する「偏見と差別」を重ねる視点は、「水俣芦北公害研究サークル」を中心とする小・中高校の先生方にも共有されていると思います。先生方は、「被差別部落」の人びとと、水俣病者・家族や支援する地域の内外の人びとの、「偏見と差別」とたたかう姿を重ねていることは断るまでもないでしょう。

水俣芦北地域においては、被差別部落・同和地区が存在しないだけでなく、近世身分制社会における穢多身分の居住地も認められません。こうした地域では「同和」教育の実践がしにくい現実が認められます。つまり、同和地区もないのだから、つまり、被差別部落の人はいないのだから、「同和」教育はする必要がな

い、という意識が広がっているからです。その中で公害研究サークルの先生方は、水俣病授業におわることなく部落問題授業へ発展させる実践、部落問題授業から水俣病授業へ展開していくなど、多くの教育実践を積み重ねています。たとえば、「奇病」とか、「伝染病」とされていた水俣病を、被差別部落の人は「穢多」の人だとか、普通の人とはちがう人だという部落差別と重ねつつ、偏見、「見下し」の偏見の授業に取り組む実践などです。また、水俣病家族の一員であるが故に就職差別、結婚差別などが起きた事例を、被差別部落の「生まれ」の中・高校生の事例へと展開していく授業実践です。こうした授業実践は、水俣病授業はよいけれども、水俣病授業を部落問題授業と一緒にするべきではない等々の意識、妨害とのたたかいかいでもあるのです。「被差別部落はないのに、なぜ同和教育なのだ」とか、「誰もが部落差別はいけなしいと言っているし、差別はしないと言っている」等の、部落差別は存在しないという意見は、何も水俣・芦北地域に限らず、多数、少数を問わなければ日本社会に広く認められます。「被差別部落は存在しない地域」であるから、「被差別部落の生まれの人は住んでいない」と決めつけているにすぎません。「被差別部落の生まれの人」は、そうではない人とは、皮膚の色をはじめとする生得的属性に、如何なるちがいも認められない、見分けることができない人びとです。さらには、いわゆる標準語、方言からなる日本語をつかう、聞きわけのできない人びとです。そうであるが故に、「差別と偏見」に囚われた企業や個人による、就職時や結婚時の身元調査が後を絶たないのです。

さらに、「差別はしない」という選択肢は、「差別をする」、「差別をなくす」を加えた3つの選択肢の中のひとつです。誰かが誰かを差別している場面にくわした時、「私は差別をしない」と見過ごすのでしょうか。それとも「私は見過ごさない」という態度の人は、「差別をしている」人と一緒になって差別をしますか。それとも「差別をされている」人と共に、「差別をしている」人に対して「差別はやめなさい。まちがったことをしているよ。」と反差別の行動をしますか。この差別に出くわした時のとるべき行動は、現在問題となっている「いじめ」に対する行動と重なるのではないのでしょうか。「差別をしない」という選択は、差別⇔被差別の関係が成立している場合に、有効なのかどうか考える必要があるでしょう。川本さんや浜元さん、そしてしのぶさん達ならば、どうするでしょう。彼らには「差別をしない」という選択肢は存在していないと思っています。

4)「差別と偏見」

差別は具体的行為・行動として表現されます。ところで差別は差別をする側が意図的に、また差別的習慣、世間の風潮などに従って無意図的に、被差別の側に不利益を強いる行為です。川本さんは「チツソ、国をはじめとする行政は、チツソ資本や行政権力が、水俣病事件を住いなし、座を安定するために、差別の法則にのっとり、市民・労働者・漁民、果ては患者まで分断・分裂させる便乗の方法」ととったと「陳述書」で述べています。それは、「認定審査会による認定患者」をはじめとして、水俣病患者が幾種類にも類別されていることにも示されています。さらに、「家には2人も(患者が)居るし、1軒から何人も奇病者ば出すとは恥ずかしか」という患者家族の言葉をはじめ、このような風潮に囚われた潜在する患者の存在を記しています。従って、さまざまな類別された、声を挙げた患者・家族以外に、多くの沈黙する水俣病者が存在していることを指摘しています。さらに、「水俣地方では若者たちが多数出郷していますが、一様に出生地はミナマタと言いつくしにくい、言いたくないと言っております」と加えています。この若者たちの態度は、地域で見聞した差別の残忍さへの恐れ、水俣出身者は水俣病を病んでいる、病んでいないにかかわらず水俣病と無関係ではないというレッテルを貼られる不快感や怖れからの逃避、あるいは自己防衛的態度だと見なすこともできます。水俣病患者として認定された人とその家族をはじめ、多数出郷している健康な若者を含め、差別言動に直面した経験がなくとも、偏見、見下しの偏見に直面する、あるいは直面するかもしれないと懸念、怖れをもたざるを得ない現実が存在したのです。

ところで、一般に流布している差別、偏見という概念を用いるとき、「見下しの差別」、「見下しの偏見」という表現を付け加えてきました。この点について少し触れなければなりません。

私たちは「必要にして十分な正確な事実」にもとづいて「正確な全体像」をつくり、「肯定的な判断」を行い「利益を与える」感情・態度と、「否定的な判断」を行い「不利益を与える」感情・態度をもちます。このような感情・態度の形成は「正しいこと」として承認されています。

これらに加えて「一つ、二つの不十分な正確な事実や不確実な事実にもとづいて「不正確で、歪んだ全体像」をつくり、「否定的な判断」を行い「不利益を与える」感情・態度と、「肯定的な判断」を行い「利益を与える」感情・態度をもちます。しかし、通常、後者の「肯定的な判断」を行い「利益を与える」感情・態度は

偏見だと見なされていません。偏見だとされるのは、くどいようですが、前者の「否定的な判断」を行い「不利益を与える」感情・態度が偏見であり、行動化したときに差別だと見なされています。他方、「一つ、二つの不十分な正確な事実や不正確な事実」にもとづいて「不正確で、歪んだ全体像」をつくり、「肯定的な判断」を行い「利益を与える」感情・態度は「まちがった」感情・態度をつくることであり、まちがった行動だとされるにとどまっているようです。この感情・態度は「偏見」、つまり、「かいかぶり、えこひいきの偏見・差別」ではないのでしょうか。

このように整理するきっかけは、アメリカにおける黒人差別撤廃運動の成果として積極的差別撤廃行動・政策、Affirmative Action が採用されたこと、くわえて人種差別撤廃条約（1996年）の成立という国際的人権保障の流れです。同和対策事業特別措置法（1969年）、のちの地域改善対策事業特別措置法によって、部落問題解決のために地域環境や居住家屋の改善・確保、奨学金制度の創設等々が実施されたことを、「逆差別」という新語でもって否定する意見や態度が広がりました。「逆差別」という言葉は、平等の観念を梃子に、差別する人・集団も差別される人・集団も同等に扱われるべきだという主張でした。「差別をしない」ではなく「差別をなくす」ことを追求する被差別部落の人びとが、「逆差別」という言葉に対して怒りをおぼえることは否定できないことです。認定水俣病患者・家族の人たちが、裁判を経て得られた補償に対して、本当に水俣病なのかという疑いの目や「エセ患者」かのような言葉に触れたときの怒りの感情と、どうしようもない気持ちと共通するものだと考えるものです。

「差別をなくす」努力は、「見下しの偏見」、「見下しの差別」をなくすことですが、その過程は「かいかぶりの偏見と差別」をなくす意識と行動に到ってこそ、「差別をなくす」努力が実を結ぶものだと考えています。

5) むすび

水俣・芦北地域の高校生意識調査において、「差別や偏見」について「もっと知りたい」という回答は29.8%、ほぼ3割でした。この結果を見ると、高校生達の「差別や偏見」について学びたいという気持ちは確かであると判断できます。換言すると、水俣病問題を「他人事」ではなく「自分事」ととらえている気持ちが表されている、と受け取れるものです。同時に「ここに生まれ、育ったからといって、子どもたちが偏見の目で見られるだけでなく、差別される」という水俣病患者はもちろん、水俣・芦北に暮らす高校生の親

たちや近隣の人たちの疑問、怒りも感じ取れます。

チッソによる有機水銀の垂れ流しに端を発する、歴史上はじめての経験である水俣病は、個々の人びとを病むに到らせただけでなく、人間と人間、集団と集団、地域と地域等の関係を「見下しの偏見と差別」によって分断し、対立させ、連帯あるいは統合を妨げ、アノミー（無規範）状態をもたらしたと言ってもよいでしょう。しかし、同時に「見下しの偏見と差別」を克服した、新しい人間と人間、集団と集団、地域と地域等の関係を構築する試行錯誤の道程を歩みつつあるとも言えます。水俣の高校生たちが「市や県、国の取り組み」そして「患者さんの生活」を「見下しの差別と偏見」を克服する視点に立って学ぼうとしている姿は、すべての人びとの基本的人権が保障された地域づくりに一歩踏み出そうとしている姿だと期待するものです。

最後に、「見下しの偏見と差別」を流布した言動の一例を紹介し、結びとします。

「水俣ん、あん川本ちいう男にはロシヤと中共から金の来とるて話ばい。そん金で、若か学生達ば二十人も三十人も飲ませ喰わせしよるてばい。そつでなからんば、あげんいつまででん騒動しきるもんな。審査の受け方ば教える所も、水俣にあつてばい。一日で一万も二万円も出さんばならんばつてん、来るもんな多かてばい。とおつたら医者にも五万円なつとつつまんばいかんてばい。盆正月の届けもんもしよるてばい。〈芦北町、仏事の席で〉」（『水俣一芥川仁写真集・一九八〇蔵存する風景』より）

水俣学研究センター関係出版物



『水俣学講義 第3集』

原田正純 編著
日本評論社
2007年1月20日



双書時代のカルテ 『豊かさの棄民たち ー水俣学事始』

原田正純 著
岩波書店
2007年4月6日

《論説》

熊本県の八代海沿岸地域住民の健康調査について

水俣学研究センター客員研究員 丸山 定巳
(健康調査分析検討事業検討委員会 委員)



熊本県は、関西訴訟最高裁判決で、水俣病の被害拡大を防止できなかったとする行政責任が確定したこと、また水俣病公式確認から50年を迎えることを踏まえ、2004年11月にメチル水銀暴露の影響の全容解明のための調査を環境省に提案した。水俣病問題が終わらない最大の原因は、水俣病被害の全容が明らかにされていないからであり、その意味では、遅きに失したとはいえ熊本県の決断は評価される。

県は、このため2006年度に、過去の調査研究を分析して今後の健康調査のあり方を検討するための健康調査分析検討事業検討委員会を設置した。委員会は、二塚信(九州看護福祉大学長)内野 誠(熊本大学大学院教授)吉村健清(福岡県保健環境研究所所長)森枝敏郎(熊本県環境生活部次長)丸山定巳の5委員で構成され、二塚委員が座長に選出された。この委員会は、昨年10月から月1回のペースで開催され、この3月に報告書が取りまとめられたので、その概要について紹介するとともに残された課題について触れておくことにしたい。

* 健康調査の基本方針

報告書では、実施を予定する調査についての基本的考え方として、以下の4点が提起されている。

- ① メチル水銀暴露後、長期経過している今日の健康影響の実態を把握する
- ② 汚染地域住民の高齢化に伴う各種疾病の関与を考慮に入れて、メチル水銀の健康影響を吟味する
- ③ 胎児性・小児性水俣病患者の現況を考慮し、同世代のメチル水銀汚染地域住民の健康状態を把握する
- ④ 健康影響の広がりについての検証可能な方法を探索する

具体的な調査の方法としては、第一段階として、①非汚染地域の対照地域も含めて過去の住民健康調査資料が利用可能な地域を先行的モデル調査対象として複数抽出して、時間的空間的比較調査を行い、メチル水銀暴露地域住民の健康状態の特徴を明らかにする。ただ、この調査には、検診医をはじめ関係専門家の確保等の課題もあるために、おそらくは3・4年程度は必要となると予想される。このモデル調査を経て第二段階として、②メチル水銀暴露地域として想定される全域を対象とした広域的アンケート調査を検討するとい

う内容となっている。

* 今後に向けての課題

水俣病健康被害の全容を解明するために、こうした調査方針を取りまとめ来年度の環境省の概算要求に盛り込む予定となっているが、実施の段階までには少なからぬ課題がありそうである。

まず一つには、2007年度予算に、「与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム」の第二の政治解決のために、新たな認定申請者などの実態を把握するための調査の実施に要する経費として8億円が計上された。申請団体の中には、この調査に非協力の姿勢を表明しているところもあり、はたして予定通り進捗するかは不透明である。この調査自体は、補償救済に係わる調査ではあるが、かなりの規模になることが予想されるので、県が新たに目指す「全容解明」のための調査と混同されるおそれもある。

また、調査研究に携わる専門研究者の確保も困難が予想される。さらには、国はこの50年の間、メチル水銀暴露の影響を矮小化する姿勢を一貫してとり続けてきており、この健康調査分析検討事業は補助したものの、はたして「全容解明」の方針を県の要求通り受け止めるかは、今後に待たなければならない状況にあると言えよう。

■ 丸山定巳 プロフィール

現在、水俣市立水俣病資料館名誉館長、熊本大学名誉教授。

1970年代から水俣病研究会のメンバーとして、水俣病第1次訴訟の患者を支えた研究者である。長年にわたり地域社会学の視点から水俣病問題を研究している。

2006年環境相私的懇談会委員、水俣病に関する不知火海(八代海)沿岸住民の健康調査の手法を考える「健康調査分析検討事業検討委員会」委員。

主な著書

『水俣からの創造力』丸山定巳(他)編
熊本出版文化会館版 2005年

『水俣の経験と記憶』丸山定巳(他)編
熊本出版文化会館版 2004年

《報告》

「環境首都をめざすまちづくり」をテーマに 水俣市で「世界地方都市十字路口会議」

水俣学現地研究センター長 宮北 隆志

2007年2月10日から11日にかけて水俣市文化会館並びに水俣市もやい館にて、水俣市、熊本県、国土交通省の主催、環境首都コンテスト全国ネットワーク、環境自治体会議などの後援で、第14回世界地方都市十字路口会議が、自治体関係者や市民など900人の参加のもと開催された。持続可能な社会の実現をめざした地域づくりに取り組む国内外の地方都市が、知恵と経験を出し合い議論することによって、それぞれの地域の活性化に役立てることを目的としている。

初日は、開会式の後、ドイツ・フライブルグ市都市計画局前副局長のパウル・ベルト氏が「環境首都のまちづくり」をテーマに基調講演を行い、市街地への自動車乗り入れ規制、自転車駐輪場の整備、公共交通の充実、広場での朝市開催などの施策による、市中心部に人が集まる賑やかなまちづくりの重要性を訴えた。その後、海外4都市（ドイツ・エッカーンフェルデ市、ニュージーランド・ポリリア市、アメリカ・パークレー市、スイス・ツェルマット村）、国内5都市（福岡県北九州市、徳島県上勝町、山形県高島町、愛知県新城市）、民間8団体（水俣エコタウン協議会、中部リサイクル運動市民の会、水俣芦北スローフード協会、水俣教育旅行プランニングなど）からの報告と意見交換が4つの分科会で進められた。第1分科会「環境に配慮した産業活動（コーディネーター 熊本県立大学教授、篠原亮太）」、第2分科会「ごみを減らし出さないための生活環境づくり（コーディネーター 水俣学現地研究セン

ター長、宮北隆志)」、第3分科会「食の環境を考える（「ひまわり亭」代表、本田節）」、第4分科会「環境をテーマとした交流（九州のムラ編集長、養父信夫）」。また、分科会終了後、「食の十字路口交流会」と題して開かれた懇親会でも活発な議論と交流が続いた。

翌朝、4つの分科会のコーディネーターをパネリストとする全体会議（コーディネーター 環境首都全国ネットワーク代表、杵本育生）が、「環境首都を目指す取り組みを全世界につなげていくためには」というテーマで開かれた。各分科会の中で抽出されたキーワード、「将来ビジョンの共有」、「多様なセクターの参画と協働」、「情報共有・相互理解と人づくり」、「市民/NPOのリーダーシップ」などをもとに更に議論が深められ、最後に「環境十字路口宣言」を発表して閉会した。



第2分科会 ごみ減量、ゼロ・ウェイスト

【環境十字路口宣言】

水俣病が公式に確認され、半世紀が経過しました。

水俣病は経済優先の社会が引き起こした典型的な産業公害であり、企業が垂れ流した有機水銀で汚染された魚介類を食べることにより発生しました。

水俣は生きていくうえで必要な「水」と「食」が安全なものだけでなく、産業活動から出る「ごみ」は生態系を壊すものであってはならないことを知りました。

環境問題は地球規模の問題へと拡大し、人類存亡の危機として捉えられるようになりました。多くの尊い犠牲が払われた、水俣病50年の歴史をあらためて確認すべきではないでしょうか。

ここ水俣で第14回世界地方都市十字路口会議を開催し、私たちはこれからの持続可能な社会に関する地域

からの取り組みについて考えました。

ここに、「環境十字路口宣言」を、世界へ、そして後世へと発信いたします。

- 一、人が生態系の一員であることを認識し、自然と共にある暮らしを営みます。
- 一、持続可能な豊かなくらしと経済活動が可能となるような、社会・経済システムを構築していきます。
- 一、地域の特性を生かした環境首都づくりを、住民と協働で行います。
- 一、多様性を尊重すると共に、先進的な事例に学びあい、世界的なつながりを広げていきます。

2007年2月11日

《報告》

水俣でのゼミ合宿を通じて思うこと

社会福祉学部 教授 富樫 貞夫

2006年12月初旬、社会福祉学部3年次および4年次学生のゼミ合宿を水俣で行った。参加者は7人から10人程度で各1泊2日の短い合宿である。水俣病センター相思社に宿泊し、その日の夕食は学生たちが自慢の腕をふるって準備した。

主なプログラムは、「ほっとはうす」における胎児性患者との交流、大森地区の下田保富氏の案内による産廃処分場予定地の見学、水俣市の奥座敷ともいべき石坂川地区の祭りへの参加と天野製茶園訪問などである。県境の石飛地区にある製茶園に行く途中で道を間違え、山中に迷い込むというハプニングもあった。

水俣病の前に水俣という地域社会があり、その中で人々の多様な暮らしが営まれていたことを抜きにして

水俣病事件を考えることはできないと私は思う。その意味で、一見水俣病と直接関係がないようにみえる地域の暮らしに触れることを大切にしたいと思う。そうしないと、水俣病事件はあまりにも抽象化された次元で議論されてしまうおそれがある。地域の暮らしと水俣病をどう繋げるかは、もちろん水俣病に関わる各自の問題でもある。

学生たちの水俣病理解については普段問題を感じることが少なくない。とくに残念だと思うのは通り一遍の教科書的な理解にとどまっている点だ。そこには、自分自身との接点がなく、ある一点にこだわって深く追求するというところがない。水俣でのゼミ合宿がそれを見いだす一助になればと願っている。

《報告》

チッソの労働運動史研究会の紹介

大学院社会福祉学研究科長 花田 昌宣

水俣学研究センターでは、水俣学関連の資料収集・整理事業を進めてきております。

その中で重要なコレクションが、新日窒労働組合資料です。戦後の組合結成から組合解散に至るまでの組合に保存されていた全ての資料を現地センターに移管し、整理作業を進めています。

戦後あたりまえの企業内労働組合として出発しながら、合化労連傘下の組合として幾多の争議を経て、1962年、会社のみならず町を二分する大争議が展開されます。三池争議の後、高度成長期のなかでの大争議です。組合分裂も経験し、業態転換や配置転換のなかで組織力を維持し続けます。その後、水俣病をめぐる、有名な「恥宣言」を発表し、水俣病患者との連帯を表明します。また、水俣病裁判においては、組合員が患者原告の側にたって証言するなど、希有な道のりを歩んだ組合です。

地方に位置していることもあってほとんど研究者の注目も受けてきませんでした。さらに、公害発生企業のなかの労働問題、企業城下町と言われる都市での地域内労使関係、東京から派遣された幹部職員、本工、臨時工、下請けなど階層化された労使関係、病院部門

や工場における女子労働者の問題など、記録し、記述・分析すべき課題は数多くあります。

そこで、昨年10月より、退職労働者を中心に水俣学研究センターの研究員に外部の専門研究者を加えて、月に一度定例的に研究会を始めました。これは、資料分析と並行して退職労働者の証言をきき記録していく必要があると考えて始めたものですが、同時に退職労働者達が自らの組合を振り返る分析していく機会となっています。何せ、戦前入社の方もおられ、毎回、放談会の様相を呈しながら貴重な話を聞く機会になっています。それはまたチッソという会社がどういうものかを労働者の目から見ていく勉強会です。現場に足をおき、現場に学び、当事者主体の研究活動としての水俣学にふさわしい研究会になっています。関心のある方は是非ご参加下さい。



第5回チッソ労働史研究会(水俣学現地研究センター)

《報告》

第2回水俣病事件研究交流会に参加して

社会福祉学研究科 修士課程 永廣 ひとみ

1月13・14日の2日間、水俣市公民館で行われた交流会には約100名の参加があり、発表ごとに質疑応答がなされ、活気溢れる交流会でした。

中でも今回若手セッション部門があり「水俣病と学校教育」という項目で2つの発表がありました。その中で興味を持ったのは山中由紀さんの「今どきの学生たちにとっての水俣病事件」でした。

山中さんは、大阪の2つの大学で水俣病の講義を行っており、学生達も講義を通して水俣病を学び、その中から自分なりに考え、生かしていこうとする姿が伺えました。

「知らない」と「知らんぶり」は違う。「授業を消化させるのはもったいない。自分の中でこれから醗酵させていきたい」「感想を持つだけで終わってしまうのは結構怖いこと。怖いのは学ぶべき前例があったのに同じ過ちを繰り返してしまうこと。それを招いてしまうのが自分かもしれないということに気づくことが回避するための一番の方法だと思います」とそれぞれに自分にとっての水俣病事件を考えていました。

「今どきの学生も自分の頭で考える能力を持っている。そのスイッチが作動する様に手伝うのが教員の役割。押し付けるのではなく、見守りながら、話しかけながら、その気になるのを待つ。待つ甲斐はある」とまとめられ、少しずつ浸透し、確実に次世代へ繋げられている事が力強く思えました。

水俣病審査会が再開され、緒方正実さんが長い年月をかけやっと認定されるという嬉しいニュースがありました。来年はまた実のある報告がされるのではないかと想像しています。



水俣市公民館

プログラム

■ 1月13日

第一セッション 13:30~15:30

13:30~14:10

- 宮澤信雄「52年判断条件をめぐる最近の諸情勢」

14:10~14:50

- 丸山徳次（龍谷大学）「環境権と予防原則：水俣病問題懇談会提言に欠けていること」

15:00~15:30

- 大野哲夫他（熊本学園大学）「高校意識調査（第一報）」
- 守弘仁志（熊本学園大学）「御所浦（横浦）（第一報）」

第二セッション（若手セッション）水俣病と学校教育

15:40~17:30

- 藤田三奈子（甲南女子高校）「水俣病は自分と関係ない話と思わせないために～ある女子高校教師の4年間の教育実践」
 - 山中由紀「今どきの学生たちにとっての水俣病事件」
- 18:30～ 懇親会 福田農場

■ 1月14日

第一セッション 50年を迎えた水俣の状況

9:30~12:30

- 加藤たけ子（ほっとはうす）「胎児性水俣病患者等の社会福祉と『ほっとはうす』の実践」
- 有馬澄雄（水俣病研究会）「最初に報告された4人は誰」
- 斎藤 恒・猪股成美（木戸病院〈新潟〉）「水俣病患者の口渇について」
- 松本 央・黒川千恵（松本医院）「水俣病検診結果報告－H17年8月以降の1,300症例について」

第二セッション 水俣病患者の運動の現段階

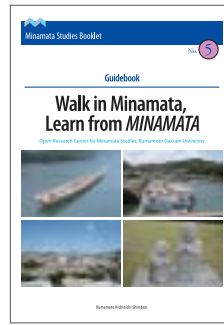
13:30~16:00

- 溝口秋生・東 俊裕 弁護士（原告・溝口訴訟弁護団）「溝口訴訟の到達点と課題」
- 緒方正実・高倉史郎
「緒方正実さん行政不服逆転裁決とその意味」
- 佐藤英樹・谷 洋一「水俣病被害者互助会の運動」

水俣学ブックレット4・5号新刊のお知らせ



④ 『水俣病事件と認定制度』
宮澤信雄 著



⑤ Guide book
『Walk in Minamata,
Learn from MINAMATA』
英語版ガイドブック
水俣学研究センター編 著

熊本日日新聞社 各冊800円

水俣学研究センター日録

10月

- 2日 部落解放第40回全国集会特別報告「水俣病50年の歴史と今」：花田
- 16日 水俣芦北地域戦略プラットフォーム第3回課題検討会
- 21日 水俣学研究センター定例研究会
- 22日 第1回チッソ労働史研究会
- 25日 荒尾市人権同和問題講演会「障害者、水俣病、部落問題を貫く基本的視点について」：花田
- 25～27日 第65回公衆衛生学会総会(富山)フォーラム：20世紀の公害「公害の原点・水俣の今 現状と課題」：宮北 水俣学研究センターブース出展
- 27日 JICA研修受入：宮北
- 28～29日 水俣学教育活性化プログラム水俣研修
- 29～9日 ドイツ環境首都研修：宮北

11月

- 8日 JICA研修受入：花田
- 13日 水俣芦北地域戦略プラットフォーム世話人会 JICA研修受入：原田
- 15日 水俣湾生物生態調査
- 17日 第2回チッソ労働史研究会
- 18日 水俣学研究センター定例研究会
- 28日 JICA研修受入：宮北

12月

- 2～3日 富樫ゼミ水俣研修
- 4～5日 原田・富樫ゼミ水俣研修
- 9日 水俣市PTA 研究大会講演会「水俣50年」：原田
- 15日 第3回チッソ労働史研究会
- 16日 社会福祉環境学科福祉環境特講研修
- 22日 水俣学研究センター定例研究員会議
- 23日 水俣漁協こんぶ養殖参加

1月

- 6～7日 宮北ゼミ水俣研修

- 13～14日 第2回水俣病事件研究交流集会
- 22日 水俣芦北地域戦略プラットフォーム第4回課題検討会
- 27日 みなまた曼荼羅話会「未来へ提言～創世紀を迎えに水俣へ」：宮北

保健・医療・福祉相談毎月第2,4火曜に実施

書評 『地域と環境政策－環境再生と「持続可能な社会」をめざして』

磯野弥生・除本理史編著 勁草書房
2006年11月 2,835円

この書籍の第4章「公害病患者のコミュニティ・ケア」は、昨年5月1日に公式確認されて50年経つ水俣病事件が、単なる健康的被害を中心とした金銭補償だけでは、問題がいつまでも解決できないことを明確にしたものである。解決のためには、もやい直しが必要であること、単なる地域のコミュニティのもやい直しだけでなく水俣病被害者だけでなく、それ以外の要援護者（要介護高齢者、障害者などの介護・福祉などの支援が必要な人）も含んだ地域福祉水準の向上が必要である。ノーマライゼーション理念に基づいた地域福祉が不可欠だと述べている。水俣病事件は医学論争を中心として現在も解決されていない事件である。社会的視点から水俣病事件をみつめ直し、解決に必要とされる方法を現場の活動を下に提起したものである。文字数に制限があり、表現として出ていないだけであろうが、人権尊重の視点が気になるところである。
(田尻 雅美)

編集後記

水俣病公式確認から51年目を迎えたが、被害者の救済に大きな進展は見えない。この国を形成する一員として情けない。本年度から新たなスタッフが加わった。これからも宜しくお願い致します。
(M・T)

水俣学通信

第7・8合併号 2007.5.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／原田 正純
連絡先／〒862-8680 熊本市大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-5161(内線1581) Fax：096-372-0702
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
印刷／ホープ印刷株式会社